

【児童館型】

No.	内 容	自治体名	回 答
実施場所			
1	<p>児童館型について、民営のみに限られた補助であるのか。公営で認められないのはなぜか。 また、公営児童館で、ひろば型又はセンター型の実施は可能なのか。民営児童館でも、その実施は可能なのか。</p>	<p>宮城県、山形県、埼玉県、山梨県、大阪府、和歌山県、岡山県、群馬県前橋市、石川県小松市、長野県松本市、岐阜県羽島市、愛知県蒲郡市、愛知県東浦町、岡山県高梁市</p>	<p>児童館型は、国庫補助事業である「民間児童館活動事業」の一類型として位置づけられるものであり、民営児童館に限られるものである。 なお、公営児童館の事業費等については既に一般財源化されているところであり、公営児童館は児童館型の対象外であるが、公営児童館の場を活用して、市町村が実施するひろば型又はセンター型の対象となり得る。 また、民営児童館においても、ひろば型又はセンター型の要件を満たすものであれば、実施は可能である。</p>
2	<p>「児童館型 基本機能のうちア(ウ)ひろばの設備」で、授乳コーナー、流し台、ベビーベッドの設備は、その部屋の中に設置すべきものなのか、あるいは児童館内にあればよいものなのか。</p>	<p>倉敷市、松山市</p>	<p>ひろば内にあることが望ましいが、設置等が困難な場合には、当該児童館内にあれば差し支えない。</p>
実施内容			
3	<p>「一般児童が利用しない時間等」というのは、具体的にはどのような時間帯を想定しているか。平日の午前中など、園児・小学生などが来館しない時間帯は該当するか。</p>	<p>愛知県豊川市</p>	<p>貴見のとおり、平日の午前中などを想定している。</p>
4	<p>児童館型の基本機能として、開設日数等は「原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること」とされているが、児童センターの一般児童(就学児童)が利用しない時間帯を活用して事業を実施する場合、夏休みなどの長期休業期間や平日の休校日については実施施設の開設時間と同時に終日一般児童が施設を利用しており、必要なスペースを確保することが困難な状況である。このような場合についても、例外なく要綱の基準どおり開設しなければならないか。</p>	<p>岩手県盛岡局、岩手県盛岡市</p>	<p>拠点事業の基本的考え方は、子育て親子にとっていつでも気軽に交流や相談ができる常設の場があることが子育ての負担感等の緩和を図るうえで重要であるとの観点から事業化されたことを踏まえると、できるだけ年間通じた取組を実施いただきたいと考えており、長期休暇等の期間なども、子育て親子及び一般児童の双方のニーズに十分配慮して開設いただきたい。</p>

5	「地域の子育て力を高める取組の実施」加算の目的に、ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合とあるが、「児童館型」の開設時間が児童館における一般児童が利用しない時間等を活用するということになれば必然的に午前中になると思われる。中・高校生や大学生の日常的な受入時間が、通常は午後または夕方になることから、この取組の加算においてどのような実施方法が想定されるか。	北海道小樽市	大学生等の生活実態等に応じた時間設定を行うなどの工夫をご検討いただきたい。
6	「地域の子育て力を高める取組の実施」の加算について、ひろば型では実施事業数に応じて加算されるが、児童館型では複数実施してもなぜ加算額が変わらないのか。	福島県	児童館型は、大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組のみである。
職員			
7	児童館型においては、「ひろば担当者」は児童館職員（児童厚生員）と兼任することができるか。児童厚生員の他に、ひろば担当者が必要なのか。	山形県、静岡県、北九州市、長野県松本市、愛知県豊川市	児童の遊びを指導する者（児童厚生員）とひろば担当者の兼任は不可である。 児童厚生員は、あくまでも1名以上のひろば担当者を援助する役割を担っていただくことになる。
8	児童館で「ひろば型」「センター型」を実施する場合、児童厚生員の他に「ひろば型」「センター型」専任スタッフが必要か。	岡山県	児童厚生員以外に、専任スタッフが必要である。
9	「児童館型」の職員の配置における「ひろば担当者」の配置については、「放課後児童クラブ指導員」と兼務することは可能か。	北海道小樽市	兼務は不可である。
10	児童館の児童厚生員は、本来の勤務時間を考えると子育て支援の部分をサポートするのは難しいのではないか。	岩手県奥州市	サポートが困難な日や時間帯等もあるとは思われるが、児童館が地域子育て支援の拠点としての機能を果たせるよう、児童館職員の意識啓発を含め、できる限り協力いただきたい。
11	「子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童館の職員が協力して実施」とあるが、子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者とは、一般的な子育ての知識があればよいのか、それとも資格等が必要なのか。 子育てに関する知識・経験を有する者と、市との雇用契約が必要か。 開設日数等は、週3日かつ1日3時間以上開設とあるが、同じ施設で実施しなければならないか。	岡山県、山梨県甲州市	資格等の有無は問わない。 雇用形態に関しては、特に規定していないため、市町村の判断による。 同一の児童館で実施いただきたい。

その他			
12	児童館型は、「地域子育て支援拠点事業実施要綱（案）」の中で位置づけられるのか、「民間児童館活動事業実施要綱」の中で位置づけられるのか。	静岡県、北九州市、北海道小樽市	「民間児童館活動事業実施要綱」の中で位置づけることとするが、ひろば型及びセンター型との関係が明確になるよう、事業内容等については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に定めるものとする。
13	児童館型において、ベビーベッド、授乳コーナー等の設置が義務づけられているが、設置に要する経費に対する補助制度はあるのか。あるいは、地域子育て支援拠点事業費には、こういった設備整備費も含めたものなのか。	京都府	設備整備費の補助制度はない。
14	児童館型で実施の場合、「民間児童館活動事業費補助金」「地域子育て支援拠点事業補助金（児童館型）」の両方の補助をうけられると理解してよいか。	石川県七尾市、熊本県植木町	従来の「民間児童館活動事業費」+今回の「児童館型」である。
15	補助基準額は、人件費相当と捉えてよいか。	岡山県	人件費+事業費相当分である。
16	児童館型の想定する業務の中には、児童館本来の業務と重なる部分があり、児童館への補助金との二重補助となる可能性があると考えますが、この点に問題はないのか。また、児童クラブを併設する児童館については三重補助の可能性もあると考えますが、この点について、どのように整理すべきか、ご教示願いたい。	宮城県延岡市	現行の民間児童館活動事業と地域子育て支援拠点事業（児童館型）は事業内容は異なるものであり、二重補助にはならない。また、放課後児童クラブとは全く内容が異なるため三重補助にはならない。
17	現在、保育園へ委託し子育て支援センター（小規模型）で運営しております。これを今回の実施要綱に当てはめるとセンター型になるかと思っておりますが、センター型ではなく児童館型で契約をし実施することは可能か。	青森県階上町	児童館型は、就学児童が利用しない時間帯を有効に活用し子育て支援を行う民間児童館のみ対象であるため、民間児童館が対象である。